

平成29年第11回荒尾市農業委員会議事録

開催日時 平成29年10月10日(火) 10時開会

開催場所 荒尾市役所第41号会議室

出席委員 12人

古城 義郎 (会長)
内田 浩明 (副会長)
畑田 香織
前田 博礼
徳山 孝介
成徳 親幸
中尾 純一
濱崎 仁道
福田 榮一
前田 真也
濱田 陽子
山中 一知

欠席委員

山川 英昭
上田 清史

農業委員会事務局出席者

局 長 米田 靖彦
次 長 渡邊 宏
書 記 田中 雅之
書 記 大久保 智幸

議事日程

- 第1 議事録署名委員・会議書記の指名
- 第2 議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）
議案第50号 農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）
議案第51号 農地法第5条の規定による許可申請について（賃貸借権設定）
議案第52号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画について
報告第33号 農地法第18条6項の規定による合意解約通知について
報告第34号 農地法第3条の3第1項の届けについて
報告第35号 農地改良届けについて
報告第36号 仮登記について
報告第37号 取り下げについて
- 第3 その他

総会に先立ち、荒尾市農林水産課農政係より農業次世代人材投資事業についての説明が行われた。

議長（会長） それではただ今より平成29年第11回の総会を開催いたします。本日は14名中12名出席ですので、総会は成立しています。本日は議題10件、報告4件となっております。それでは審議に入りたいと思います。

議長 議案第49号 農地法第3条の規定による農地等の「所有権移転」許可申請について、説明をお願いします。

事務局次長 1ページ、**議案第49号 農地法第3条の規定による農地等の「所有権移転」許可申請**についてです。

1件です。

受付番号1

（譲渡人）本井手の個人

（譲受人）福岡県柳川市の個人

（土地の所在地）本井手の畑、面積840㎡

（譲渡理由）労力不足

（譲受理由）経営拡張

果樹が植わってある、きちんとした畑でした。

審査基準の項目ごとに、申請書に記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、その他特段問題となるような項目はありませんでした。

農地法第3条の 所有権移転 許可申請については以上です。

議長 はい有難うございました。では、この件につきまして担当委員、説明をお願いします。

委員 ええと、現地見てきました。ええと、これは譲受人は譲渡人の甥っ子だそうです。で、誰かしないか、ということでやってたら、私がしますということで、今もう管理はされているそうです。きれいにされていました。問題は無いかと思います。

議長 はい有難うございました。この件につきましてご意見、ご質問はありますか？よろしいでしょうか？

—（「はい」の声あり）—

それでは許可申請を受け付けたいと思います。では続きまして**議案第50号 農地法第5条の規定による農地等の「所有権移転」許可申請**について、説明お願いします。

事務局次長 2ページ、**議案第50号 農地法第5条の規定による農地等の「所有権移転」許可申請**についてです。

2件です。

受付番号1

（譲渡人）水野の個人

（譲受人）荒尾市の医療法人

（土地の所在地）水野の畑、面積827㎡、現況雑種地

（転用目的）駐車場、第2種農地、既に転用済のため始末書添付
医療法人施設の裏側の駐車場になります。計画も一緒に。

議長 計画ちゅうかもう駐車場たいね。

事務局次長 はい、計画図も見ていただければいいと思いますけども、827㎡、ここですね、このあたりの所です。ここが温泉施設でここが老人ホームです。新しか所で国道沿いのところ、その裏側の所の駐車場です。場所はこのあたりです。もうここは既にもう転用済みということで、まあなかなか転用が、手続きが終わらんと云ったですね。

議長 もう何年前？結構前からやろ？

事務局次長 そうですね、はい。それで今回あの、正式に話がやっとできるようになったけんということで、されました。

以上。審査基準の項目ごとに、申請書に記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、その他特段問題となるような項目はありませんでした。

農地法第5条の「所有権移転」許可申請第1号議案については以上です。

議長 はい有難うございました。では、この件につきまして担当委員、説明をお願いします。

委員 ええと、個人の間でも一応貸借はずっと結んであったそうなんですけど、一応今回こういう形でちゃんとするというので、出てますんでよろしくお願いします。特にそのもう隣の圃場もずっと農業やられているんで、特に影響は無いかと思います。元にも戻せんけんが、はい、よろしくお願いします。

議長 はいどうぞ。

委員 いいですか、こういう場合始末書って、こっちの譲受人が書くわけですか？

議長 いや、譲渡人が。

委員 あ、こっちが。

事務局次長 要は所有者の責任です。所有者が貸して、使わせるということで。

議長 よかですか？

委員 はい。

議長 ほかにご意見、ご質問はありませんか？よろしいでしょうか？

— (「はい」 の声あり) —

じゃあもう始末書まで付いてるということで、2種農地ですので許可申請を受け付けたいと思います。では続きまして第2号議案について、説明をお願いします。

事務局次長 第2号議案です。

受付番号2

(譲渡人) 宮内出目の個人

(譲受人) 荒尾市の不動産業の法人

(土地の所在地) 宮内出目の畑、面積 67 m²、現況雑種地、外 1 筆、合計 242 m²

(転用目的) 建売住宅、第 3 種農地で用途区域内農地

計画図と確認していただくといいんですけど、計画図によりますと、ここがですね、ここが雑種地なんです。ここは何でもない、畑でも何でもない。だけんここを入り口として、ここです、奥のほうですね、この奥のほうに建売住宅を造る計画なったりします。だけんここは雑種地だけんここは申請はいらんけど、一応今回申請のときにここ一緒に使います、ということで申請が上がっております。建売住宅で専用住宅 1 棟ですね、101 m²、駐車場が 54 m²使いますということで計画されてます。これ、もう当然公共下水が付いてる所ですので排水も下水、それと特に隣とかにですね、隣接の畑とかがほぼありませんので問題無い所かと思えます。

以上。審査基準の項目ごとに、申請書に記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、その他特段問題となるような項目はありませんでした。

農地法第 5 条の「所有権移転」許可申請については以上です。

議長 はい有難うございました。では、この件につきまして担当委員、説明をお願いします。

委員 はい、この前申請者にも来てもらって、まあこの周り、ここは農業地でもないし、一応説明受けましたけど、何も問題は無いと思えます。よろしくお願いします。

議長 はい有難うございました。この件につきましてご意見、ご質問はありますか？よろしいでしょうか？

— (「はい」 の声あり) —

それでは許可申請を受け付けたいと思えます。

議案第 5 1 号 農地法第 5 条の規定による農地等の「賃貸借権設定」許可申請は、取下となりました。

議長 では続きまして**議案第 5 2 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に基づく農用地利用集積計画**について、説明をお願いします。

事務局次長 議案第52号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画についてです。

別紙をご覧ください。今回は、平成29年10月13日の公告予定です。今回が10回目の利用権設定となっております。

別紙1ページをご覧ください。総括表ですが左側が今回の設定面積です。利用権設定の新規設定10年の田7,739㎡、再設定5年の田2,574㎡、再設定5年の畑3,407㎡、再設定10年の田10,077㎡、利用権設定の合計が23,797㎡、今回の利用集積計画合計が23,797㎡となっております。右側の本年累計ですが、表右下をご覧ください。第1回からの累計で98,336㎡となります。

1件目

再設定です。

(借り人) 菰屋の個人

(貸し手) 菰屋の個人

(利用権を設定する土地) 菰屋の田、面積4,770㎡、外3筆、合計10,077㎡
利用目的は水稲、期間は平成29年12月1日から平成39年11月30日までの10年間、10aあたり米90kg/年の賃貸借(物納)です。

2件目

再設定です。

(借り人) 樺の個人

(貸し手) 東京都町田市の個人

(利用権を設定する土地) 牛水の畑、面積3,112㎡、外1筆、合計3,407㎡
利用目的はタバコ、期間は平成29年12月1日から平成34年11月30日までの5年間、10aあたり10,000円の賃貸借です。

3件目

再設定です。

(借り人) 水野の個人
(貸し手) 東京都町田市の個人
(利用権を設定する土地) 牛水の畑、面積 2,574 m²
利用目的は水稲、期間は平成 29 年 12 月 1 日から平成 34 年 11 月 30 日までの 5 年間、10a あたり 10,000 円の賃貸借です。

4 件目

新規設定です。

(借り人) 熊本市北区の個人
(貸し手) 野原の個人
(利用権を設定する土地) 野原の田、面積 1,018 m²、外 1 筆、合計 1,562 m²
利用目的はキャベツ、期間は平成 29 年 10 月 13 日から平成 39 年 11 月 30 日までの 10 年間、使用貸借です。

5 件目

新規設定です。

(借り人) 熊本市北区の個人
(貸し手) 野原の個人
(利用権を設定する土地) 野原の田、面積 1,585 m²
利用目的はキャベツ、期間は平成 29 年 10 月 13 日から平成 39 年 11 月 30 日までの 10 年間、使用貸借です。

6 件目

新規設定です。

(借り人) 熊本市北区の個人
(貸し手) 野原の個人
(利用権を設定する土地) 野原の田、面積 1,579 m²
利用目的はキャベツ、期間は平成 29 年 10 月 13 日から平成 39 年 11 月 30 日までの 10 年間、使用貸借です。

7 件目

新規設定です。

(借り人) 熊本市北区の個人

(貸し手) 野原の個人

(利用権を設定する土地) 野原の田、面積 1,425 m²、外 1 筆、合計 3,013 m²
利用目的はキャベツ、期間は平成 29 年 10 月 13 日から平成 39 年 11 月 30 日までの 10 年間、使用貸借です。

農用地利用集積計画については以上です。

議長 はい有難うございました。この件につきましてご意見、ご質問はありませんか？

委員 5 件目、借賃ていうか借りてないですけど。

事務局次長 只ですね。使用貸借です。只です。ええとですね、一番右側のほうに○、使用貸借で○が付けてあると思いますけど

議長 4 件目から 7 件目まで同じ借り人の分全部。

事務局次長 使用貸借で。

以降、4 件目から 7 件目までの借り人の経営内容などについて情報交換が行われた。

議長 よろしいでしょうか？

— (「はい」 の声あり) —

議長 では議案第 52 号を終了したいと思います。続きまして報告事項に移りたいと思います。報告事項ですので、続けてお願いしたいと思います。

報告第 33 号から報告第 34 号について報告が行われた。

議長 では報告第 35 号 農地改良届について説明をお願いします。

事務局次長 報告第35号 農地改良届についてです。

1件です。

受付番号1

(届け人) 樺の個人農家

(土地の所在地) 樺の田、現況田、129㎡

改良の時期：平成29年9月1日～平成29年12月31日

理由：盛土で高さを上げ、隣接地と同じ高さにして水はけを良くするため。

ちょっと周りよつか、ここだけこう1段下がっているような。で、今回自分の所だけ1段下がるとるもんだけんが、どうしても水はけが悪なるけんがっちゃうことで、今こう道路の工事ばずっとしよりますけんが、その工事が出た泥ば、出てきたらここに入れてもらうように県にお願いしとる、ということで今回改良届が出とります。

報告第35号、農地改良届について以上です。

議長 ここは担当委員で確認はしていただいたっですかね。

委員 3反くらい前前二年くらい前に畑にしたんですけど、まだ少し残ったけん、またちょこっと盛土したかっていうことです。

議長 はい、分かりました。もう問題無いですね？

委員 大丈夫です。

議長 はい、まあ報告事項ですので、大丈夫だと思います。

続けて報告第36号から報告第37号について報告が行われた。

議長 はい、有難うございました。ここは審議はありませんが、ご意見質問受け付けます。何かございませんか？

— (「なし」 の声あり) —

議長 では本日予定していました議案は全て終了しました。

議長 それでは、これをもちまして平成29年第11回定例会を終わります。

閉会：10時55分